

～労働・労務の実務に役立つ～

労働法の最新重要判例（2019）

近年、特に労働法の分野において、重要な裁判例が相次いでいます。

そこで、当事務所では、2018年中に労働判例雑誌に掲載された労働法の裁判例の中で、特に実務に役立つと思われる重要判例をピックアップし、ご紹介する標記セミナーを企画致しました。

各裁判例の事案の性質に応じ、メリハリをつけてご紹介する予定です。なお、一般の方向けのセミナーとは少し趣きを変え、専門職の社会保険労務士の皆様を対象とした内容とさせていただきます。

社会保険労務士の皆様の日常業務におきましても、先例たる裁判例の正確な理解は不可欠かと思えます。ぜひご参加いただき、日常業務にお役立ていただければと存じます。

【ご紹介予定の主な裁判例】

- ◇同一労働同一賃金（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件ほか）
 - ◇残業代（日本ケミカル事件、国際自動車事件ほか）
 - ◇パワハラ（フクダ電子長野販売事件）
 - ◇マタハラ（シュプリンガー・ジャパン事件ほか）
- その他

《セミナー》

【日時】 平成31年3月6日（水）13:30-15:30（交流会 15:30-16:30）

【場所】 大阪府立労働センター（エル・おおさか）南72
大阪市中央区北浜東3-14 TEL06-6942-0001（代表）

【講師】 弁護士法人天満法律事務所（大阪弁護士会所属）
弁護士 吉田 肇 弁護士 福崎 浩 弁護士 前川 宙貴

【定員】 50名（定員になり次第、締め切らせていただきます）

【参加費】 お一人様5,000円（税込）

【お支払方法】 開催日前日（3月5日）までに、以下の口座にお振込み下さい。お振込み手数料はお客様にてご負担下さい。

三井住友銀行 堂島支店

普通預金 0348048

口座名義 ベンゴシホウジンテンマホウリツジムショ

なお、セミナー終了後、《交流会》を予定しております。（1時間程度、参加費無料）

交流会では、講師を交えて参加者の方々と意見交換、交流を行います。疑問に思われたこと等をお気軽にご質問下さい。参加をご希望の方は、あわせてご回答下さい。

参加をご希望の方は、申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

申 込 書

(2019.3.6 セミナー参加)

弁護士法人天満法律事務所 宛 FAX (06 - 6365 - 7561)

貴事務所名 _____

参加人数 _____名 TEL _____ FAX _____

参加者名 _____

※いずれかに○を付けてください

交流会に参加を 希望する (_____ 名) ・ 希望しない

弁護士法人天満法律事務所

大阪市北区西天満二丁目 2-3 ユニシオ西天満二丁目A07号

お問い合わせ先 (担当者 山口、渡辺)

TEL : 06 - 6365 - 7560

E-mail : info@tenma-lo.jp

URL : <http://www.tenma-lo.jp/>